

吹田市議会 すいた市民自治 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
TEL:06-6384-1231 (代表) E-mail: info@shimin-jichi.net URL: http://shimin-jichi.net

「すいた市民自治」会派は「市民が主役の社会」の実現をめざし、活動してまいります。

2012年3月議会から議会のネット中継始まる

議会放映に関する小協議会の議論を経て、議会改革特別委員会で話し合った議会のインターネット中継が(ライブと録画)がこの3月議会から始まりました。

まだ本会議しか中継できていませんが、それでも議場に来ることができない方、議会開催時間中に傍聴できない方にとっては、インターネットにつながる環境であれば、好きな時間に、居ながらにして傍聴していただける、と取り組んできたものです。

また、議会改革特別委員会と同時に設置された議会広報委員会では、まずは『吹田市議会だより』をもっと見やすく、市民の皆様にはわかりやすい内容、知りたい内容を伝えるためにどうすればいいか、ということを検討しています。

3月議会報告の『吹田市議会だより』から全員賛成で可決した議案以外はすべて、議員ごとにその賛否状況が分かるよう、表にして掲載することになっています。

また、これまでは会派代表質問しか掲載されていませんでしたが、これからは会派ごとのスペース割り当てとし、本会議での質問は個人質問を含め、会派名、議員名が掲載できるようになりました。

さらに、これまでは、『市報すいた』とはまったく別にタブロイド版で配付しておりましたが、同じ大きさで、同時配布することになります。議会が終わってから皆様のもとにお届けするのが、これまでより若干遅くなりますが、内容の充実と経費削減を図りましたのでよろしくご理解ください。なお、これからの市報との合併号は次の通りとなる予定です。

- 6月1日号(3月議会を中心とした記事)
- 8月1日号(5月議会を中心とした記事)
- 9月1日号(議長・副議長、その他の紹介を中心とした記事)
- 12月1日号(9月議会を中心とした記事)
- 新年号(年頭のあいさつ。決算・企業決算を中心とした記事)
- 3月1日号(12月議会を中心とした記事)

「すいた市民自治」会派議員からのメッセージ



「いけぶち佐知子」は、「未来にまっすぐ 市政にまっすぐ」をモットーに、みなさんとともに、市民自治を目指して、まっすぐに取り組んでいます。



安心して暮らせる町、その原点は平和です。戦後の日本を育んできた「平和」と「自由」、そして「民主主義」を大切にしていきます。安心して暮らせる町「吹田市」その実現を目指します。

いけぶち佐知子



ブログもどうぞ

<http://blog.goo.ne.jp/gogonet21/>

西川 たけお



ブログもどうぞ

<http://ameblo.jp/nishikawatakeo/>

3月議会代表質問（いけぶち佐知子）

公的利用計画のない法定外公共物(里道や水路等)は売却せよ

質問 平成17年度、国から市に無償譲渡された法定外公共物のうち民有地内に含まれている里道は、延長約4万4,200メートル、総面積約2万4,500平方メートルと聞いている。法定外公共物は、売払い申請がなければ境界確定も測量もしていないが、法定外公共物も公有財産であり、財産管理、機能管理は市の責務である。無許可で私的に専用使用されている個所があると聞いて

いるが、私的に専用使用している事実を黙認することは市として許されない。このような場合、専用使用者に売却してはどうか。

回答【建設緑化部長】 不法な占用があった場合は、口頭や文書等などにより適切な指導を行っていく。売り払いに伴う手続等は、広く市民の方々に知っていただけるよう、他市の事例を参考に、ホームページを活用し情報提供できるよう調査検討していく。

議事録の事後修正ルールを定めよ

質問 市の会議で事実誤認の発言があったにもかかわらず、そのまま議事録として確定し、市のHPで見える状態になっている。自由闊達な意見をいただく会議であったとしても、公式の場での報酬を得ている委員の発言であり、間違った発言は許されない。議事録発表後、発言に間違いがあると分かったとき、修正するルールを決めてはどうか。

回答【政策推進部長】 議事録が確定したのち、発言内容に問題があると指摘を受け

たときの議事録修正ルールは現在決まったものがない。

事務局で事実確認を行ったうえで、座長、発言者と相談し、議事録に修正した趣旨がわかるように記載する。あるいは、次期会議において、事務局より説明を行い修正し、議事録の修正についても公開し、議事録に修正した趣旨が分かるように記載するようにしたい。今後、事実誤認の内容が発信されないよう努めたい。

督促手数料をゼロ円にしては？

質問 国民健康保険料の納付相談を受けるとき、決済処理を経ず、窓口職員の裁量で督促手数料を免除することがあるとのことであった。であれば、相談せず、督促手数料を支払っている市民もいることは不公平である。また、何度催告書を送付しても督促手数料は督促状を送る一度しかとっていない。いっそのこと督促手数料をゼロ円に

してはどうか。

回答【福祉保健部長】 平成22年度現在、大阪府内で大阪市を除く32市のうち約3分の1の自治体で国民健康保険料、後期高齢者保険料、介護保険料の督促手数料を徴収していないと聞いている。全庁的な問題であるので、今後の研究課題としたい。

3月議会個人質問（西川たけお）

市教育ビジョンの位置づけについて

質問 国の教育振興基本計画に基づき、市は「教育振興基本計画」を作ることとなっている。市の「教育ビジョン」が振興計画と考えてよいか。また、市の教育は市の教育委員会が主体となると確認してよいか。

回答【学校教育部長】 教育ビジョンが国のいう自治体の「基本的な計画」にあたり、平成26年度までに必要な見直しをする。また、ビジョンで市独自の教育施策を実施してきたが、今後も府の指導・助言を受けながら主体的に取り組む。

公立保育所民営化と子育て支援について

質問 保育所民営化が打ち出されているが、「待機児童解消」や「病児・病後児保育」など必要とされるニーズへの対応が先ではないか。また、現在公立保育所で取り組まれている「子育て支援」はどうするつもりか。

回答【児童部長】 平成30年度までに5園程度の民営化を、(仮称)公立保育所のあ

り方懇談会を設置し意見を聞きながら、進めたい。同時に、保育所の創設等を基本とした待機児対策を進めながら、病児・病後児保育室の新たな開設も検討している。育児教室や相談など地域支援事業は、民間への移管後も継続してもらい、他の保育所やのびのび子育てプラザなどと共に子育て家庭を支援していく。

保険料上昇の抑制のための保健サービスについて

質問 介護保険も国保も保険料上昇抑制のためには、サービス量の増加抑制が必要。今後の保健サービスをどうするか。また、医療行政では、国保のレセプト情報を市民病院と共有することも必要ではないか。

回答【福祉保健部長】 早期発見、早期治

療による保険事業への取組が保険料上昇抑制につながると考える。特定健診受診率や特定保健指導の向上に努める。医療費の状況分析は市報などで疾病予防を呼びかけているが、市民病院との情報共有についても研究する。

木造住宅に対する耐震改修の助成制度について

質問 市では安価な耐震改修促進策として、建物内部に独立の構造体を設けるという制度を採用している。

利用が少ないようだが、促進策を検討せよ。

回答【都市整備部長】 一部の改修も対象と

しているが、平成二十二年度の耐震改修の実績は全部で三件であった。

来年度は、制度を見直し、補助金額が分かりやすい定額補助の導入や、設計費の補助も導入に向けて検討を進める。

議場に国旗を掲揚する条例が賛成多数で可決

3月12日(月)、議員6名が提案者となった条例案が議長に提出されました。議会運営委員会では、条例には賛成だが、もう少し時間をかけて反対の少数意見者も納得できるよう話し合ってはどうか?とか、掲揚方法など話し合ってから提案するために、5月議会まで待ってはどうか?などの意見も出ましたが、そのまま提案されました。

すいた市民自治を代表して、いけぶちが条例提案議員に対して6点の質疑をしました。

まず質疑を始める前に、他の議員から、「質疑を提案議員にすることはこれまであまりなかったことだ」とか、「質疑をしても賛成多数で可決される可能性が高いから、するだけ無駄ではないか?」と言われた。しかし、議案に疑問点がありながら、質疑せず、討論採決に至る、これでは、何もわからないまま、賛成や反対することになるので、質疑をします。と述べました。また、提案議員は6名なので、「もし提案議員の中で答えが分かっている場合は、それぞれの方が個別にお答えください」と発言したので、提案議員のうち3人が答弁しました。これは異例なことでしたが、提案議員によって国旗掲揚条例を提案することに違いがあることがわかり、発言してよかったと思います。

さて、質疑を通じて一番知りたかったのは、「議場に国旗を掲揚する必要がなぜ、どこにあるのか?」ということでした。

質疑 「国旗及び国歌に関する法律があるから」とか「吹田市は日本の中の自治体だから」とか、そういう理由で掲揚する必要があると思っておられる方に伝えたいのは、「国旗及び国歌に関する法律は、ふたつしか条文がなく、第一条で国旗を定め、第2条で国歌を定めている法律であり、掲揚を義務付けるものではない」ということ、「吹田市が日本にあるということは、この議場に来られる人は、旗がなくても、当然、だれでもわかっている」ということです。ですから、掲揚を求める、もっと別のとこ

ろにある理由、それが何なのか?が知りたい。

と質疑しました。

しかし、筆頭提案議員からは「私たちは日本国民だから」「吹田市は日本国にあるから」というような答弁しかなく、「逆に掲揚に反対する人の理由を知りたい」と発言がありました。まったくの擦れ違いです。

また、すいた市民自治の西川は反対討論で以下のように述べました。

質疑 日本人は、日の丸や君が代でしか自らのアイデンティティを、この日本という国を愛してはいけな

いのでしょうか。日本や日本人を感じる仕方は様々であっていいはず。公の場、法制化された国旗、なぜ掲揚することがいけないのか、という論議は一見正論に見えるでしょう。また最近の風潮はこうした主張を助長する傾向にあります。なかなか抗いがたい世情のようです。

しかし、「日の丸を掲揚せよ」という主張の中に、「日の丸を認めないものを断固として排除する」といった意図を感じないでしょうか。

私たちは、政治を志すものです。決して風潮に流されてはなりません。少しでもわだかまるものを感じるなら、それは慎重に対処しなければなりません。

ともに反対されることを期待いたしまして、討論を終わります。

条例は可決してしまいましたが、今後も、ぜひ、みなさんも、ともに考えていただきたい大事なことだと思います。

なお、これらの本会議場での発言内容や様子は吹田市 HP の議会中継のボタンをクリックしていただくと、録画中継を見ることができます。

議会や市政について、皆様からのご意見をお待ちしています。